

男女共同参画審議会 会議経過要旨

会 議 名	平成28年度第3回木津川市男女共同参画審議会		
日 時	平成29年2月2日(木) 午後2時から午後4時	場 所	女性センター 講習室
出 席 者	委 員 ■:出席 □:欠席	第1号委員 (学識経験者)	■ 有賀 やよい委員(副会長) □ 波尻 寛之委員
		第2号委員 (市民)	■ 浅田 武之委員(会長)
		第3号委員 (各種団体の 代表者)	■ 松下 孝代委員 ■ 山本 貢委員(副会長) ■ 西岡 啓子委員 ■ 平田 克子委員
		第4号委員 (公募に応じ た市民)	■ 大倉 竹次委員 ■ 藤井 千賀委員
	席 務 (事 務 局)	滋井市民部長、松井所長、木村係長	
傍 聴 者	なし		
議 題	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 市民部長挨拶</p> <p>4. 議事</p> <p>(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく木津川市推進計画の策定について</p> <p>(2) 女性木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗状況について</p> <p>(3) その他</p> <p>5. 閉会</p>		

会議結果
要 旨

1. 開会

事務局より、開会を宣言した。

2. 会長挨拶

会長より、第3回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

3. 市民部長挨拶

市民部長より、第3回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

資格審査について、事務局より報告した。

配付資料について、事務局より確認した。

4. 議事

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく木津川市
推進計画の策定について (配布資料No.1)

事務局より、資料を基に説明した。

- (2) 木津川男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の推
進状況について (配布資料No.2)

事務局より、資料を基に説明した。

- (3) その他 (配布資料No.2)

事務局より、資料を基に説明した。

5. 閉会

会議経過
要 旨

1. 開会

会議結果要旨のとおり。

2. 会長挨拶要旨

毎年スイスでは、世界中から著名な方々が集まるダボス会議が開催されており、昨年末の定例会議では、男女差別がテーマとして取り上げられ、国別に男女格差を数値にし、公表している。特に日本の政治や経済においては、男性に比べ女性全体の社会における活躍の場が少ないということが大きく順位に影響し、144カ国中111位と残念な結果になった。男女共同参画に取り組む人間として、男女共同参画審議会を通じ、今回は順位が上がるような結果となる働きをしたいと思う。

3. 市民部長挨拶

本市におきましては、今年度、委員の皆様のご協力のもと、木津川市女性活躍推進計画の策定に向けて取り組みを進め、昨年12月から約1カ月間のパブリックコメントを実施し、市民・団体より意見のあった内容について皆様に審議いただき、本計画の策定について決定していきたいと思っている。

【資格審査報告要旨】

本日、出席者は8名で、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定「半数以上の出席」を満たしているため、本会議は成立することを報告する。

配布資料について確認した。

4. 議 事

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく木津川市推進計画の策定について (配布資料No.1)

事務局より、先日行ったパブリックコメントについて、提出された意見について、資料をもとに説明した。

事務局： 木津川市女性活躍推進計画案を、市民・団体から意見を求めるパブリックコメントを平成28年12月7日から平成29年1月10日にかけて実施した結果、2件の意見が提出された。

まず1件目は、「タバコによる健康被害を防止する施策を推進計画に位置付ける必要がある。男性はもちろん女性を喫煙、受動喫煙から守ることを強調されたい。受動喫煙から守るための条例等の整備、あるいは全面禁煙ルールの確立と公共施設においては、屋内全面禁煙の周知徹底の要請が必要である。受動喫煙の被害のリスクのある施設に、子どもや未成年者、妊婦を立ち入らせないなどを義務付け

し、施設管理者にも同様の義務付けが必要である。」とのご意見があり、こちらは要約したものです。

基本目標2の女性の社会への参画と活躍への推進(2)対応する取組①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を行うための取り組みとして、各種法令に規定する労働権についての情報の提供・周知の徹底を行うこととし、具体的には、女性労働者の母性保護及び母性健康管理の周知・徹底に努める。この取り組みに関連してご意見をいただきました。

市の考え方といたしまして、本計画の策定は働く場面において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況を踏まえ、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組むことが求められているため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第5条の規定に基づき、国が定めた基本方針を勘案し、本市の特性を踏まえた主体的な取り組み施策を推進するための策定をするものです。

母性保護とは、女性は男性と異なり、妊娠・出産・哺育という特有の母体機能を持っている。このような生理的・身体的特質に照らして、労働の場において、女性を特別に保護する措置が母性保護と称されている。「労働基準法における母性保護規定」①産前・産後休業②妊婦の軽易業務転換③妊産婦等の危険有害業務の就業制限④妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限、このような規定がされている。「男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置」①保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保②指導事項を守ることができるようにするための措置③妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止など決められている。女性が社会進出し活躍するために、これらの特別な保護措置を十分認識される必要がありますので、これらの情報の提供や周知、徹底に取り組むものでございます。

パブリックコメントのご意見につきまして、この母性保護に関連して、喫煙及び受動喫煙による健康被害を防止する施策を推進計画に位置付けするよう提案されているものではあるのですが、こちらの推進計画につきましては、女性が社会進出し、活躍するための支援措置を定めるものであります。

「すこやか木津川21プラン」は市の健康推進課が平成24年3月に策定したのですが、こちらは健康増進計画・食育推進計画ということで、乳幼児から高齢者の方まで市民一人ひとりの、すこやかで心豊かな生活の実現と健康寿命の延伸を図ることを、目的としています。ご提案いただいている、喫煙等による健康被害の減少に向けての取り組みについては、こちらの「すこやか木津川21プラン」で既に取り組みを推進しておりますので、本推進計画におきまして

は位置付けの必要はないものと考えております。ご提案の中で国において禁煙等に関する法整備を検討されているとのことでありますので、今後はその動向を注意してまいります。以上が事務局の考え方です。ご審議いただきますようお願いいたします。

なお、主な意見、質疑は次のとおり。

議長： 「すこやか木津川21プラン」を初めて拝見したが、年代別に細やかに作成されている。

他に質疑なし

事務局： 次に2件目ですが、「市として救急法を学ぶ講座やフォーラムを開催されているが、もっと身近に、子供の体調異変に対応する応急手当や家庭看護を学べる機会を増設されたい。」との意見があり、こちらは要約したものです。

「基本目標3」仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進におきまして、（2）の対応する取組②仕事と子育て・介護の両立支援、この中で多様な就労形態に対応できる哺育・介護サービス制度の周知。こちらの部分にご意見をいただいております。

男女が共に家事・育児・介護等の家庭生活上の責任を果たし、職場においても活躍できるよう男性の家庭生活への主体的な参画を促進するとともに、仕事と生活の両立が可能となるような取り組みが必要だと考えております。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進では、木津川市のホームページに掲載の、「休日・夜間の救急診療（京都府で実施している救急医療情報）」があり、京都山城総合医療センターや学研都市病院などでは、24時間体制で休日・夜間の診療を行っています。「小児救急医療体制」は、それぞれの当番病院で受診していただきます。「京都府で実施している救急医療情報」では、小児救急電話相談を行っており、休日・夜間の子どもの急な発熱やけがなどに対して、小児科担当看護師と小児科医師が電話相談に対応している。電話番号#（シャープ）8000から、シャープ8000事業と呼ばれている。相談時間は19時から翌朝8時、土日でも対応している。

「木津川市病児・病後児保育室」は、平成27年4月から子育てと就労の両立を支援するために、病期中又は病気回復期にお子さんを一時的にお預かりする「病児・病後児保育」を学研都市病院に委託しています。市でも既に取り組みをしていますので、女性活躍推進計画においても、このような事業の周知・啓発に努めていきたいと考えて

ます。

以上が市の考え方です。ご審議いただきますようお願いいたします。

なお、主な意見、質疑は次のとおり。

委員：市の考え方や回答は公表するのか。

事務局：パブリックコメントの意見・回答はホームページで公表します。

委員：男女共同参画の考え方自体が、市の統合計画であったり、それぞれの健康計画、子育て支援計画など、重なり合う部分が沢山あるので、どこまでを女性の活動の応援をする計画に入れるのか難しいところだと思うが、女性だけでなく、男性の喫煙者、子ども達の受動喫煙も含めて大きな健康問題ですので、今後各課との具体的な連携をもっと強めたいという回答にした方が良いのではないかと。

事務局：今言われた通り、全市民に係わる話であり、すこやか木津川21プランの各世代がそれぞれの目標とすることについて、禁煙関係も含めて入れておりますので、より具体的な計画として既に位置付けをしていると解釈している。細かな部分については、女性活躍推進計画、これは女性を応援・支援していく計画ですので、そちらに重点を置くという考え方です。

議長：パブリックコメントの回答はホームページで公表ということですが、ご本人には回答されるのか。

事務局：パブリックコメントは広く市民の方々から募らせていただいておりますが、個別に回答するのではなく、ホームページで市の考えを公表するというのが、パブリックコメントのルールとしている。いただいた2件についても、個別対応ではなく、ホームページで回答のご確認をしていただくことになっている。

他に質疑なし

**(2) 木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の
進捗状況について (配布資料No.2)**

事務局より、木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗状況について、資料を基に説明した。

事務局：「木津川市男女共同参画推進条例」第9条に規定する、平成26年度に策定した、「木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～」に基づいた、平成27年度の取り組み状況の結果を報告いたします。

なお、主な意見、質疑は次のとおり。

議長： まず、C評価の15について意見や質疑はないですか。

事務局： 社会教育課は年間を通じて色々な講座などを詰めて行っているの
で、時間等の関係での評価だと思う。

議長： 大事なテーマでもあり、色々な意味で啓蒙の必要な分野かと思うの
で、次年度以降の課題として考えていただけたらと思う。

議長： 次に、32-1について意見や質疑はないですか。

事務局： メンタルヘルスに関しては、できなかったということでC評価をして
いる。職場における健康管理の取り組みなど、京都のジョブパークな
どのパンフレットを配架しているが、メンタルヘルスのことだけを取り
上げるのは難しいので、進め方を考えなくてはいけない。

委員： 私は専門分野ですが、人権推進課として取り組むよりは、労働安全
衛生法でメンタルヘルスのストレスチェックが、平成27年12月よ
り50名以上の全事業所を対象に義務化され、昨年度の結果、女性労
働者の方が少し高いという比率が出ている。男性が仕事のストレスだ
けに対して、女性は家庭も子育ても介護、職場の対人関係で悩んだり
することも多く、女性のこれからの進出をもっと高めるためには、そ
こにも焦点を当てていく必要があるということは言われている。自分
が専門にしているところでC評価というのは心苦しい。また機会があ
ればそのような講座をさせていただいても良いと思う。

議長： 次に、33-1について意見や質疑はないですか。

委員： 観光商工課の商工会ですが、役員が関係しているところ以外はB評
価ばかりの結果である。内容によっては、やり方や発信の仕方がある
と思うので、木津川市としての取り組みについて考えなければならな
いと思う。

事務局： 各課によって、温度差もあるかと思う。

議長： 次に、44-1について意見や質疑はないですか。

事務局： 育児休業・介護休業に特化しての取り組みはしていなかったのでC
評価となったが、来年度はリーフレットの配架など出来ることから始
めていきたいと思う。

議長： 商工会の協力も必要になるのではないか。

議長： 来年度以降は工夫をして推進をしないといけない項目かと思う。

議長： 次に、48-1について意見や質疑はないですか。

事務局： 27年度は男性対象の料理教室を実施できなかったのがC評価とな
ったが、28年度は実施し6名の参加があった。

委員： 年齢層はどうだったか。若い方の参加はあったか。

事務局： 今回は60歳以上の方ばかりだった。

委員： 平日ですか。

事務局： 日曜日です。

委員： 内容にもよると思うが、包丁を持ったことのない初心者でも参加できるレベルか、ある程度料理のできる人が参加するレベルなのか。

議長： 包丁が持てないという意識があるので、参加しても出来ないのではと思ってしまう。

事務局： 28年度実施の男の料理教室の内容は、かぼちゃシチューとフォカッチャ作りで、各テーブルに1人アシスタントの方が補助につくような態勢でした。

委員： 初心者大歓迎などのキャッチフレーズが入れてあると分かりやすく参加しやすい。

議長： できるだけ初心者が参加しやすい方法を考えていただきたい。

委員： 奥さんが行かせたいと思うようなキャッチフレーズを。

事務局： 主人に行かせますと数名の奥さんからの申込みもあった。

議長： 次に、64-2について意見や質疑はないですか。

委員： 健康推進課の課題でなくても良い気がする。HIV関係の検査は匿名でもしてくれる。

委員： 保健所にパンフレットなどが配架されているので健康推進課として取り上げる必要があるのかと思う。

議長： 次に、86-1について意見や質疑ないですか。

事務局： 男女共同参画として全てを講座等で取り組むのは難しい部分があるが、ワークライフケアバランス講座などが出来ればと考えている。

委員： 昔は家で介護するのが普通だったが、今は家で介護することは無理だというような時代になってきている。介護される側も、家に放って置かれるよりデイサービスなどを利用する方が、相手になってくれる人がいるので嬉しいと思っている人もおられるようだ。昔は介護講座も必要としたが、今の時代に講座を実施して何名位の参加があるのかが問題になると思う。

事務局： 女性センターを利用されている方は60代から70代の方で、介護する側の年齢の層が高いということもある。

委員： 平均寿命が上がり、60歳で90歳の親を介護するという時代になってきているが、60歳の方がどれだけの介護ができるのか。年齢的にも介護する側が腰を痛めたりするので、全部を人に任せてしまわないといけないようになってしまっている。

議長： 事業内容や事業目的などは、時代に合わせて取り入れないとC評価が増えてしまうだけの結果になってしまうかもしれない。

委員： 高齢介護課では、男性介護者のつどいを2回実施し、11名の参加があったと回答されているので、人権推進課が男女共同参画で全ての分野の講座を持たなくてもいいように思う。他の課とうまく連携しながら、センターの来館者に紹介などの工夫をすればどうか。こちらの

スタッフは少人数なので、もう少し割り切っても良いのではないかと。

委員： 他の課と一緒にすれば1回で済む。

委員： その方が規模も安定する。

事務局： 関係する所属課で連携を取りながら役割分担的なことを出来るように考えていく。

議長： 次に、93について意見や質疑はないですか。

委員： 先程話のあったダボス会議の結果など、審議会で勉強する時間を取り入れてはどうか。また、審議会で勉強したことを、それぞれの委員が別の所で話をして広げていくのも良いかと思う。

議長： ダボス会議については、昨日、新聞に掲載されていたので、本日の挨拶でお話させていただいた。

委員： 世界の流れを知っておくのも勉強になる。

議長： 次に、B評価のものについてですが、4、9について意見や質疑はないですか。なければ次に16、17について意見や質疑はないですか。

事務局： 各課で評価をしているが、16、17は担当課が厳しめに評価されていると感じた。

委員： (16は)課の主催ではなく、女性の会が主催された。

委員： 女性の会としてはどうか。今現在は何名おられるのか。

委員： 以前は山城支部だけで100名以上はいたが、現在は山城支部がなくなり、木津と加茂でそれぞれ約30名、合わせて約60名位しかいない。なかなか新規の人が入って来ないので、みんな60歳以上と高齢化している。

委員： 老人会と女性の会の両方に入っている人もいるが、女性の会はどんどん減少する一方なので存続が難しい。

議長： 私の町内わずか60所帯しかない少数の中で、昨年6月に老人会を立ち上げた。チラシを配って募り、第1回目の会合で23名の方が集まってくれた。その後、月1回22～23名が集まってくれているので、私としては非常に満足し良かったと思っている。

委員： 親睦ですか。

議長： 親睦が目的です。歌を歌ったり、勉強したりすることを中心とし、いずれ社会見学を考えている。

委員： 女性もおられますか。

議長： おられます。男女問わず65歳以上の方を対象として作りました。

委員： 女性の会は、まだ働いている人が沢山いますが、老人会となれば働いている人が少なくなるので入りやすいのかもしれない。月1回は研修会や講習会などの勉強や行事を行っており、広報誌にも掲載しているが参加人数が少ない。現在、女性の会の会長をしているが、人員を集めるのは非常に難しい。

議長： 密にしている方ばかりだと分かることも多いが、皆さんが何に関心があるのかを考えないといけないので、企画するというのは大変なことだと感じた。

委員： どこで集まっているのか。

議長： 主に近くの集会所を利用している。まだ半年程なので、今後はどうなるのかわからないが、存続できるように頑張らないといけない。

議長： 次に、20について意見や質疑はないですか。なければ、次の29-2から32-2について意見や質疑はないですか。

事務局： 29-2については、積極的に何かをしたわけではないのでB評価とした。

議長： 30-1もリーフレットを配架したとの回答ですが、貰っていく人が少ないということなのか。

事務局： 京都ジョブパークや労働局から定期的に色々な冊子やチラシが届くので、配架棚には入れてあるが数の把握はしていない。

議長： 老人会や町内会、自治会の代表者に送付し、周知や話し合いの場で持ち出していただくようお願いしてはどうか。

議長： 次に、33-2について意見や質疑はないですか。

事務局： 回答のあった他の課では、積極的に何かをしていけばA評価としていますので、棚に置いておくだけではA評価にならないと考えています。

議長： 他の項目についても、同様に評価されているということですね。

委員： 事業内容を情報提供するというだけで、逃げているところに意識の薄さがあると思う。積極的に取り組むことによってB評価がA評価になる。配架だけでは自分でA評価と言いくいと思うが、配架も割と啓蒙になっているようだ。実際にA評価をされているところは、何年かかかっていると思うが、それだけ効果が出ているということ自分達でされている。やはり積み重ねが大事だと思う。社会全体がそういう風潮になってきたら啓蒙しなくても当たり前のことになる。ただ後退だけはないようにしないとイケない。

議長： パンフレットを配架するだけではなく、配れるような仕組みを上手く考えられたら良いと思う。

議長： 次に、52-3から55について意見や質疑はないですか。

委員： 52-3の会議に出席しています。3名の中の1人です。

議長： ぜひ女性の委員数を増やしていただければと思う。

議長： 次に、62について意見や質疑はないですか。

委員： 地域長は責任があるので、誰でも良いというだけではない。自分の町内では6名の役員を決めなくてはいけないので、皆で相談し決定す

る。その中でも地域長は地域の色々な問題や苦情を抱え込まなくては
いけないので、よほど柔軟な方でないと出来ない大変な仕事だ。女性
にそれだけの責任を負わすのは気の毒だと思う。

委員： 家のことをしながら地域のこともしなければならなくなると、それ
こそストレスが溜まる。

委員： 古くからの地域は大抵男性の仕事になっている。

委員： 地域を通るトラックの問題や、水害時の苦情などを市や業者に持ち
込んで処理をする。地域長は単に飾りかと思ったら大間違いで、大変
な苦勞です。

委員： 62は項目から外してもよいのでは。

議長： そうですね。そういう意味では外すことを考えてもよいと思う。

事務局： その中で4名の女性の方が選出され、すごい実績がある。

委員： 新しい地域の小学校のPTA会長は女性の方が多くですね。昔から
の地域はなかなかですけど。

委員： 木津中学校でもこの頃は女性の方がされています。他の地域を見て
広がってきているようだ。

議長： 次に、92-2について意見や質疑はないですか。

委員： それだけのことをしてB評価というのはどうしてか。これだけされ
ていれば十分ではないか。

議長： 私も最初はこの日本語教室にずっと関わってきて、その頃は本当に
忙しく順調だったが、体調を壊し2年ほど行っていないので、最近は
どうなっているのか分からない。

委員： 私達2人も国際交流の理事をしていました。

議長： あの日本語教室で、こんなに沢山の方が住んでおられるのだと認識
したぐらい多かった。

委員： A評価でも良いのではないか。

委員： 91-1では、女性の参加希望者が多いため今後は男性も多く参加
していただける工夫が必要とあるが、ここで聞くのと反対ですね。

議長： 評価基準が厳しすぎるのではないか。

委員： これは十分A評価だと思う。

事務局： 所管課に、審議会で意見があったと話をし調整します。

議長： 次に、A評価について意見や質疑はないですか。

他に質疑なし

※審議会の内容を踏まえ、後日、担当課と協議し、91-1、92-2の項目
については、「B」から「A」と再評価した。

	5. 閉会
その他 特記事項	特になし。